

諸外国の公的部門におけるグリーン購入の取組について

調査対象国	取組の現状	適用対象機関	品目及び調達基準	備考（動向及び追跡調査等）
カナダ	<p>【法律により実施】 代替エネルギー自動車に関する法律(1995年制定)</p> <p>【独自の自主的措置】 環境省内部ガイドライン</p>	<p>連邦政府各機関及びCrown Corporation（日本の特殊法人に相当）</p> <p>それぞれの行政機関のみに適用（環境省、外務貿易省、天然資源省、軍人省、統計局、公共事業省等10程度の機関）</p>	<p>エタノール車、メタノール車、天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車等</p> <p>ハウスキーピングサービス、家具、コンピュータ、コピー機、紙製品等</p> <p>スペックに関しては抽象的な記述もあり、調達目標額に関する具体的な設定はない。手続的な事項が中心。</p>	<p>Greener Procurement Policyは、包括的な政策として確立していない。現在Treasury Board（支出管理庁）を中心に、関係省庁会議を通じて検討中の段階。</p> <p>短期的措置：環境省内で行われている取組の勧奨等を中心とする拘束力のないガイドラインを発出する方向で、たたき台ができつつある状況。</p> <p>中期的戦略：議論は初期段階。</p> <p>【引き続き調査実施】</p>
欧州連合（EU）	<p>本年7月に公共調達において環境配慮を組み込むためのEU指令（Commission issues guidelines for environment-friendly procurement）を公表した。</p> <p>本指令においては、EC条約域内の市場規則、公共調達の解釈等を示している。</p>		<p>公共調達手続の各段階における環境配慮の具体的な組み込み方法の説明</p> <p>契約時における環境配慮型製品・サービスの決定方法</p> <p>原材料や生産工程についての契約時の特定方法（公共施設の省エネルギー、有機生産された食材の導入等）</p> <p>環境ラベルによる製品等の技術的仕様の定義方法 等</p>	<p>グリーン調達に関するハンドブックの作成を検討中。</p> <p>【本指令に伴うEU加盟国の追跡調査を引き続き実施】</p>
イギリス	<p>環境相を長とするグリーン閣僚会議がグリーンガバメント実施要領を策定し、各政府機関がそれぞれの事情に応じこれを準用することとしており、その一項目として政府調達が取り上げられている。</p> <p>環境運輸省が大蔵省と共同して「調達における環境問題」に関するガイドラインを作成。ガイドラインによれば、各政府調達機関は調達に関するEU指令を遵守するよう義務付けられている。</p>	<p>政府省庁、外局、独立行政法人</p>	<p>再生紙の利用</p> <p>木材及び木材製品調達における注意義務</p> <p>省エネ電気製品の利用</p> <p>過剰梱包の排除</p> <p>PPPs(Public Private Partnerships)の調達に関するガイドライン作成</p> <p>官庁営繕関係における環境配慮</p>	<p>グリーン閣僚会議は政府機関による環境政策を検討し、年2回の割合で副首相を長とする環境に関する内閣委員会に報告することとなっている。また、平行して下院環境監査委員会がグリーン閣僚会議の活動の進捗状況につき定期的に質疑を行う体制となっている。</p> <p>【引き続き調査実施】</p>

調査対象国	取組の現状	適用対象機関	品目及び調達基準	備考（動向及び追跡調査等）
フランス	<p>環境基準に関する規定は存在しない。</p> <p>現在の調達基準は、公共調達の対象となる商品・サービスの内容と直接的に関連を有することが必要とされており、環境基準を導入することは調達制度そのものの哲学を変更することを必要とする。</p>			<p>欧州レベルで検討されている行政のグリーン化に関するフォーラムにおいて、先般リヨンで宣言が採択され、EU指令案の中で公共調達において環境基準を使用するとの明確な記述が挿入された。</p> <p>【宣言の内容】</p> <p>持続可能な開発を促進し、環境に最大限の配慮を行うべきことを規定するEU条約の義務が適用されることを要請。</p> <p>購入サイドへの情報提供等を通じて、調達プロセスに環境基準を導入することについての制度上の不安の低減を要請。</p> <p>環境保護は公共調達に関する新しい指令の「目的」にとりこまれるべき。</p> <p>環境基準を導入することを受け入れるべき。等</p>
スペイン	<p>中央政府、自治州政府及び市町村による契約（公共工事、購入など）に関する公共行政契約法には、環境への負荷を考慮した条項はない。</p> <p>大蔵省では、例えば環境汚染規範に反するような購入は避けているし、省エネについても考慮しているが、内規のようなもので法令に基づくものではない。あくまで公共行政契約法が基本になっている。環境省への問合せによると、全省庁レベルでの環境考慮の規則等はない。環境省としての環境考慮はあるが、他省のことは不明。</p>			

調査対象国	取組の現状	適用対象機関	品目及び調達基準	備考（動向及び追跡調査等）
スウェーデン	<p>調達金額が基準以上の場合EU指令に従って調達が行なわれる。EU指令は環境面での条件は記載されていない。現在、STATSKONTORET（行政管理庁）によるパソコン調達に関し、環境面での条件をつけたことが同指令に適合するかがEU委員会で検討されており、この結果により環境面での条件付けの可否が判明する（備考参照）。</p> <p>調達基準以外の場合。国内法（公共調達法）に従って調達。同法の環境面での規定は「環境影響等について考慮しなければならない」というもので、義務づけられているものではない。</p> <p>実際の調達状況は、国内では一般的に環境を重視しており、法令がなくても各機関で設定されている基準（Green Swan Labeling、北欧諸国共通のラベル）の中から調達委員会がどの基準を採用するか検討し、仕様を決めている。</p>	政府、地方政府、独立行政法人、政府所有会社等		<p>持続可能な公共調達のための委員会（The Committee for Ecologically Sustainable Procurement）において、すべての公的部門に適用される調達ガイドラインの作成が進められ、本年春に完成・公開の予定となっていたが、現在のところ情報の入手はできていない。</p> <p>【引き続き調査実施】</p>
デンマーク	<p>環境保護法第6条は「公共団体は、この法律の目的に資するための建築、物品購入、物品の使用等を行わなければならない」と規定しており、中央政府及び地方公共団体における環境負荷低減に資する産品・サービスの調達を推進することとしている。しかし、条項は広域な分野の一部であり、かつ、努力規定として法的拘束力を有するものではない。</p> <p>中央政府のすべての省と地方公共団体の約60％は、この条項に基づいて環境負荷低減に資する産品・サービスの調達について</p>		2000年末現在50製品分野が対象となっている。	<p>現状では予算等から割高になる産品の購入が順調に伸びているとはいえない。複数の省及び自治体が共同で物品・サービスを購入することでコストを低減し、環境負荷低減の産品・サービスの普及を図る取組を始めようとしている。</p> <p>【引き続き調査実施】</p>

調査対象国	取組の現状	適用対象機関	品目及び調達基準	備考（動向及び追跡調査等）
オーストリア	<p>現在の法令においては、1997年に制定された連邦調達法の第16条第7項に「政府調達過程においては職務遂行の環境適合性を考慮する」との規定があるが、「環境負荷低減に資する産品・サービスの調達を推進する」というような具体的な書き振りになっていない。</p> <p>このような現状から、1998年4月に連邦政府の環境化、就中公共調達についての閣議決定に付随する形で法的拘束力のない指針を採択した。同指針はEUの枠組みに基づいて策定されているものであり、EUレベルでWTO政府調達協定との整合性が確保できているものであれば、連邦政府レベルでも然りであると考えられる。</p> <p>指針は具体性に欠ける面があることから、「グリーン購入基準（Green Purchasing Criteria: Elements from the Austrian Criteria Catalogue "Check it!"）」が策定された。「Check it!」は、環境負荷低減製品・サービスの具体的な品目、品目ごとに取り組むべき内容、調達に当たっての詳細な基準・チェックリストを</p>	<p>【指針の適用範囲】</p> <p>連邦公務員全般、就中、公共調達を担当する公務員に対する環境的措置のための補助を目的としているが、州政府及び地方自治体も地方公務員に対し右指針を推進するよう推奨している。</p>	<p>【連邦行政の環境化のための指針】</p> <p>事務機器(用紙、文具等) 建築関係(建材、溶剤等) エネルギー関係 家具調度 調理場関係(自動販売機、食事配達等) 交通・官用車 ゴミ関係</p> <p>【Check it!】</p> <p>紙及びオフィス用品 電気製品 内装・家具 掃除・洗濯用品 建築・土木工事 施設内の省エネ及び節水技術</p>	<p>「Check it!」は公的・半公的機関、大小の自治体、企業における調達担当者のために作られている。関係メーカー、業界・利害関係団体は共同作業に参加可能であり、基準カタログは文書及びインターネットで公表されている。</p> <p>【引き続き調査実施】</p>
ベルギー	<p>政府等による環境物品の購入・調達を推進するための法律等は制定されていない。</p> <p>(その理由) EUによる各種環境保護規定(EUエコマーク、EU排ガス規制等)が製造者側に課せられていることにより環境保護が十分に担保されている。</p>			

調査対象国	取組の現状	適用対象機関	品目及び調達基準	備考（動向及び追跡調査等）
アイルランド	<p>法的拘束力に基づく施行ではないものの、数々のガイドラインを策定し、公的部門のグリーン購入に努めている。</p> <p>【ガイドライン】</p> <p>グリーン政府ガイド（The Green Government Guide：1996年12月）を導入。このガイドラインの下、各省庁は「グリーン・ハウスキープング・プログラム」を導入している。</p>	<p>中央省庁は勿論、他の公的部門全般に対しては、環境保護庁により広く奨励されている。</p>	<p>主要な物品等については以下のとおり。</p> <p>オフィス</p> <p>可能な限りリサイクル材料使用の紙及び封筒等の活用、両面コピーの実施、使用済み用紙及び封筒の再利用、プラスチック製品等の再利用の困難なものの使用回避、クリップの活用等</p> <p>サポート・サービス</p> <p>再用品を選択する、省内の再利用可能なものの活用、再利用バッテリーの活用、再利用可能なものを省内またはチャリティー機関へ売却・引渡し等</p> <p>カップや小器具の再利用</p> <p>掃除サービス</p> <p>プログラムの理解の促進及び環境保護を推進する掃除会社の選択等</p>	<p>各省庁のグリーン・ハウスキープング・プログラムにおいては、専門担当官（nominated officer：課長級以上）を選出するとともに、環境省の会合への出席、省庁間の実行状況等について協議を実施している。</p> <p>また、専門担当官の下には「グリーン・チーム」が組織され、当該省庁において具体的な推進を図っている。</p>
ノルウェー	<p>現在、環境負荷の少ない物品等を調達するための法律等はない。</p> <p>しかし、1992年施行の公共調達に関する法律の改正法が、2001年7月1日施行予定であり、同改正法には、以下の規定がある。</p> <p>第6条 資源と環境を考慮した調達</p> <p>国・自治体及び第2条第1項Bで定める法人は、調達計画時にライフサイクルコスト及び環境への影響を考慮しなければならない。</p> <p>また、ノルウェーの国営・民間企業向けに環境省によって「GRIPセンター」が1995年に設立され、同センターから環境に配慮した物品調達ガイドラインの「GRIP Purchasing」が公表されている。国におい</p>	<p>国、自治体及び国・自治体により、活動及び組織の殆どを管理され、又は、組織及び活動に対し決定的な影響を受け、又は、組織の半数以上の構成員が指名されている</p> <p>組織（改正法第2条第1項B）</p>	<p>1997年に環境に配慮した一般的な物品購入ガイドラインである「GRIP Purchasing」を、1998年に自動車及び自動車輸送に関する「GRIP's Advice to Purchasers of vehicles/road transport」及びオフィス家具に関する「GRIP's Advice to Purchasers of Office Furniture」をそれぞれ公表している。</p>	<p>【引き続き調査実施】</p>

調査対象国	取組の現状	適用対象機関	品目及び調達基準	備考（動向及び追跡調査等）
スイス	<p>公的調達制度に関する連邦法（Bundesgesetz ueber das oeffentliche Beschaffungswesen）に基づき、政府等による環境への負荷の少ない産品・サービスの調達が推進されている。一般的な公的部門の調達法において、落札基準の一つとして環境適正に配慮するとの規定により、その調達を促進するものである。</p>	<p>一般連邦政府、連邦アルコール専売局、連邦工科大学及びその研究機関、連邦郵便、連邦鉄道が含まれる（州及び市町村については独自の法律等を有しているところもある）。</p>	<p>法律上明示されていないが、公共部門が調達するあらゆる産品及びサービスが含まれる。また、落札基準の一要素として環境適正が配慮されるとの規定のため、具体的基準額及び調達目標となるものはない。</p>	<p>【連邦法のWTOに関する規定】 （目的）第1条第2項 連邦政府はあらゆる供給者の平等な取り扱いを保障する。 （国外の供給者）第4条 この法律は以下の国の供給者に適用される。 a GATT政府部門調達協定の署名国 b スイスがそれに相当する条約上の協定を締結している場合、あるいは連邦内閣がその国においてスイスの供給者が平等な取り扱いを受けることを確認した場合、その当該国 （手続き規定）第8条 公的発注の承認に際しては以下の原則を遵守しなければならない。 a 発注者は国内及び国外の供給者の平等な取扱いを手続きのいかなる面においても</p>
イスラエル	<p>法律、政令、規制レベルでは環境負荷が少ない産品・サービスの調達を規定しているものはない。ガイドラインについては先般環境省が作成したとのことで、入手中（当ガイドラインが既に実施されているかは調査</p>			<p>【引き続き調査実施】</p>
香港	<p>政府の購入ガイドライン（Guidelines for Drawing up Tender Specifications）にグリーン購入に関する取組内容が記載されている。</p>	<p>中央政府すべてが対象。</p>	<p>再生材料をより多く配合、簡易包装、長期使用可能 省エネルギー 低排出技術、低環境負荷燃料 節水 使用時において有害物質の排出が少ない 製造時または廃棄時において有害物質の排出が少ない 【基準】 用紙：古紙配合率50%以上 トイレットペーパー：古紙配合率98%以上 等</p>	

調査対象国	取組の現状	適用対象機関	品目及び調達基準	備考（動向及び追跡調査等）
アメリカ	資源保全再生法（Resource Conservation and Recovery Act：RCRA）6002項に基づき、連邦機関において、各機関のニーズ、コスト等を勘案しEPAの定める再生原料を含む製品を購入することとされている。このため「包括的物品調達ガイドライン（Comprehensive Procurement Guideline：CPG）」及び「再生原料勧告通知（Recovered Materials Advisory Notice：RMAN）」を作成している。	連邦政府機関	建設、庭、オフィス用非紙製品、紙・紙製品、公園・レクリエーション、輸送、自動車及びその他の8カテゴリに分類されている。本年8月の改訂において、モーター部品、パイプ、セメント、コンクリート、カーペット、オフィス用棚等11品目が追加されている。これら指定製品の再生原料の含	1995年以降、1997年、2000年及び2001年の3度改定（品目の追加）が行われており、最新の改定は本年8月である。 【引き続き調査実施】
台湾	「政府機関取引法」第96条により定められた環境保護標章対象製品（台湾グリーンマーク）及びそれと同一あるいは類似の機能を有する環境保護製品を優先的に調達する。グリーン調達対象製品の優先選択に当たっては、価格面において10%までの価格優	政府機関	優先選択がなされる環境ラベルであるグリーンマーク認定製品は、本年3月現在625商品。	内容については昨年度検討委員会における報告と同様 【引き続き調査実施】